

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川不老川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年十二月二十日

三 廃川敷地等の位置

狭山市大字北入曾字水押二六一番一〇地先、同市大字南入曾字屋敷裏五一〇番

一地先、同市大字北入曾字中原二八二番四、同市大字南入曾字屋敷裏五一一番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

二〇二・八二平方メートル